

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15		府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）		
要望内容（概要）	<p>[現行制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告書を提出する森林組合等が、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。 ・ 特例措置の内容 30%の特別償却又は7%の税額控除 <p>[拡充]</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時償却 ・ 税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ・ 特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 <p>（一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③ 取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの 		
関係条文	<p>租法第10条の3、第42条の6、第68条の11 地法第51条、第72条の24の7、第314条の4</p>		
減収見込額	[初年度] ▲8,428 (▲69,400) [改正増減収額] -	[平年度] ▲8,428 (▲69,400)	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤を強化し、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、本措置を活用し、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展）</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>（林業生産組織の活動の促進）</p> <p>第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>3 林産物の挙旧及び利用に関する目標</p> <p>（3）林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月24日閣議決定） 「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p>																														
	政策の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後（平成32年）の労働生産性〕 主伐 11～13m³/人日以上 間伐 8～10m³/人日以上</p>																														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日（2年間）																														
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																														
	政策目標の達成状況	<p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で6m³/人日程度、間伐で4m³/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p>																														
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用人数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に等に関する報告書」においても林業者を特定することは困難である。</p> <p>したがって、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="8" style="text-align: right;">(件数)</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25 (推計)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 法人数</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25年度推定については、直近3カ年（平成22～24年度）実績の平均値を推定値として記載している。</p> <p>※ 平成26～28年度推計値については、平成25年度推計値と同じ値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p> <p>※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。</p> <p>全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。</p>			(件数)								年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)		適 用 法人数	79	52	56	64	57	57	57	57	
		(件数)																														
年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																								
適 用 法人数	79	52	56	64	57	57	57	57																								

本措置により、素材生産の低コスト化、効率性の向上が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。

- ① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- ③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

なお、所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
区分		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	国税	102	101	51	103	84	84	84	84
	地方税	25	29	16	36	26	26	26	26
	計	127	130	67	139	110	110	110	110
増収が期待できる税額	国税	255	170	165	180	160	160	160	160
	地方税	44	29	29	29	25	25	25	25
	計	299	199	194	209	185	185	185	185

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推定を行った。

要望の措置の
効果見込み
(手段としての
有効性)

〔① 国税分〕

(法人、百万円)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
区分		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額		102	101	51	103	84	84	84	84
期待できる生産額(増加分)		2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609
寄与度(%)		9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
増収が期待できる法人税額(5年分)		255	170	165	180	160	160	160	160

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

※ 「増収が期待できる法人税額(5年分)」＝「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成23年度までは22%、平成24年度以降は19%+10%上乗せ分)」×5年(「林業用設備」の耐用年数は5年(国税庁))

※ 四捨五入により、計が一致しない場合がある。

〔② 地方税分〕

(法人、百万円)

年度 区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	25	29	16	36	26	26	26	26
期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609
寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
増収が期待できる地方住民税額(5年分)	44	29	29	29	25	25	25	25

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

※ 「増収が期待できる法人税額(5年分)」＝「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成23年度までは22%、平成24年度以降は19%)」×5年(「林業用設備」の耐用年数は5年(国税庁))×法人住民税率(17.3%)

当該要望項目
以外の税制上の
支援措置

なし

予算上の措置等
の要求内容
及び金額

平成25年度
森林・林業再生基盤づくり交付金 約16億円の内数

上記の予算上
の措置等と
要望項目との
関係

森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業再生基盤づくり交付金等の補助、林業・木材産業改善資金等制度金融がある。

しかしながら、林業機械等は、次のとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。

また、素材生産に必要なグラップル等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。

〔参考：林業機械等の金額〕

フォワーダ(1,500万円前後)

ハーベスタ(2,000～3,000万円)

プロセッサ(1,500～2,500万円)

スイングヤーダ(1,500万円前後)

グラップル及びベースマシーン(1,500～2,000万円前後)

ホイールローダー(1,100～2,000万円前後)

タワーヤーダ(1,500～2,000万円)

グレーダー(2,500万円前後)

森林GIS一式(200～300万円前後)

出典：メーカー聞き取り調査結果

要望の措置の
妥当性

当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながらの検討が可能であるため適切な措置といえる。

また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>725</td> <td>718</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>特例適用件数 (件)</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>減税見込額 (百万円)</td> <td>29</td> <td>16</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	対象者数	725	718	706	特例適用件数 (件)	52	56	64	減税見込額 (百万円)	29	16	36
	H22 年度	H23 年度	H24 年度														
対象者数	725	718	706														
特例適用件数 (件)	52	56	64														
減税見込額 (百万円)	29	16	36														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 道府県民税：2,974 事業税：9,562 市町村民税：7,315 合計：19,851</p> <p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 道府県民税：575 事業税：- 市町村民税：1,415 合計：1,990</p> <p>○中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却 道府県民税：19 事業税：63 市町村民税：48 合計：130</p> <p>○中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 道府県民税：0 事業税：- 市町村民税：1 合計：1 (単位：百万円、適用業種全体の影響額であること。)</p> <p>適用人数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況」等に関する報告書適用実態調査の結果に関する報告書において、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況」を確認したところ、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書に基づき推計されたものであり、林業者を特定することが困難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>																
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千³m、H21：3,231 千³m、H22：3,612 千³mへと着実に拡大している。</p>																
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>意欲のある森林組合等に対して、林業機械等の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。</p> <p>具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後（平成32年）の労働生産性〕 主伐 11～13³m³/人日以上 間伐 8～10³m³/人日以上</p>																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、平成22年度実績で前年度実績よりも低下したところであるが、所期の目標に対する達成度合は、8～9割と高水準を維持しており、翌年度の平成23年度には、再び、増加傾向に転じ、その達成率も9割を維持しているところである。</p> <p>このことは、森林組合等には、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等を担っており、単に営利性や効率性を求めていることが、多様な要因の一つと考えられる。</p>																
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年 適用期限ごとに延長。</p>																
<p>ページ</p>	<p>15-6</p>																